

当事業所は介護保険の指定を受けています。
高知県指定 第3970103051号

当事業所はご契約者に対して指定訪問介護・第一号訪問事業サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明します。

1. 事業者

- (1) 法人名 株式会社 KCC マネージメント
- (2) 法人所在地 高知県高知市長浜5179-20
- (3) 電話番号 088-854-9601
- (4) 代表者氏名 大上 由希子
- (5) 設立年月 平成19年11月13日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定訪問介護事業ならびに第一号訪問事業
- (2) 事業の目的

株式会社 KCC マネージメント（以下「事業者」といいます。）が設置するヘルパーステーションゆずりは（以下「事業所」といいます。）において実施する指定訪問介護事業ならびに第一号訪問事業（以下「事業」といいます。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にあるご利用者に対してサービス提供の円滑な運営管理を図るとともにご利用者の意思及び人格を尊重し、ご利用者の立場に立った適切な指定訪問介護ならびに第一号訪問事業の提供を確保することを目的とします。

- (3) 事業所の名称 ヘルパーステーション ゆずりは
- (4) 事業所の所在地 高知県高知市長浜1349-1
- (5) 電話番号 電話：088-854-9601
Fax：088-841-3270
- (6) 事業所長（管理者） 泉 信久
- (7) 当事業所の運営方針

ご利用者が要介護状態になった場合において、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営む事ができるように配慮する。又、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるように努め、ご利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定して計画的に行い、常にご利用者の立場に立ったサービス提供に努める。

関係市町、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、他の介護保険事業所、

その他の保健医療サービス又は、福祉サービスを提供する機関と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(8) 開設(指定)年月日 平成20年1月17日

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 高知市 南国市 香南市 いの町

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分 (但し、12月31日～1月3日は休み)
サービス提供時間	月曜日～日曜日 (365日体制 24時間)

4. 職員の体制

当事業所では、ご契約者に対して指定訪問介護ならびに第一号訪問事業サービスを提供する職員として、以下の職種の職員配置しています。

<主な職員の配置状況> ※ 職員の配置については指定基準を遵守しています。

従業者の職種	員数	員数及び職務
事業所長(管理者)	1名	1 職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。 2 従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
サービス提供責任者	1名以上	1 訪問介護計画ならびに第一号訪問事業の作成並びにご利用者等への説明を行って同意を得てご利用者へ訪問介護ならびに第一号訪問事業計画書を交付する。 2 指定訪問介護ならびに第一号訪問事業の実施状況の把握及び訪問介護ならびに第一号訪問事業計画の変更を行う。 3 指定訪問介護ならびに第一号訪問の利用の申し込みに係る調整を行う。 4 訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行う。 5 ご利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握する。 6 サービス担当者会議への出席等により居宅介護支援事業者と連携を図る。

		<p>7 訪問介護員等に対して具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともにご利用者の状況についての情報を伝達する。</p> <p>8 訪問介護員等の業務の実施状況を把握する。</p> <p>9 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施する。</p> <p>10 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施する。</p> <p>11 その他サービス内容の管理について必要な業務を実施する。</p>
訪問介護員	2名以上	<p>1 訪問介護計画ならびに第一号訪問事業計画に基づき、指定訪問介護ならびに第一号訪問のサービスを提供する。</p> <p>2 サービス提供後、ご利用者の心身の状況等についてサービス提供責任者に報告を行う。</p> <p>3 サービス提供責任者からご利用者の状況についての情報伝達を受ける。</p> <p>4 サービス提供責任者が行う研修、技術指導を受ける。</p>

5. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供いたします。

(1) 介護保険給付の対象となるサービス

サービス区分と種類		サービスの内容
	訪問介護計画の作成	ご利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、ご利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問介護ならびに第一号訪問事業計画を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴（全身浴・部分浴）の介助や清拭（身体を拭く）、洗髪などを行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食（腎臓食、肝臓食、糖尿食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓食、高脂血症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等）の調理を行います。

	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
	移動・移乗介助	室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
	自立生活支援のための見守りの援助	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご利用者と一緒に手助けしながら行う調理（安全確認の声かけ、疲労の確認を含みます。）を行います。 ○ 入浴、更衣等の見守り（必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、様子の確認などを含みます。）を行います。 ○ ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ（声かけや見守り中心に必要な時だけ介助）を行います。 ○ 排泄等の際の移動時、転倒しないように側について歩きます。（介護は必要時だけで、事故がないように常に見守ります。） ○ 車イスでの移動介助を行って店に行き、ご利用者が自ら物品を選べるよう援助します。 ○ 洗濯物をいっしょに干したりたたんだりすることにより自立支援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。
生活援助	買物	ご利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
	調理	ご利用者の食事の用意を行います。
	掃除	ご利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	ご利用者の衣類等の洗濯を行います。

上記のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

但し、介護保険負担割合証に記載されている割合に基づいて計算された金額のご負担となります。

（２） 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② ご利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ ご利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ ご利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ ご利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）

- ⑥ ご利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体拘束その他ご利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑧ その他ご利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6. 利用料金について

(1) 主なサービスの利用料金

＜サービス利用料金（1月あたり）＞

別表1 指定訪問介護事業、別表2 第一号訪問事業の料金表によって、ご利用者に応じたサービス利用料金から負担割合によってお支払いください。

- ※ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担金額を除く金額が介護保険から払い戻しされます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を受けるために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ※ 介護保険からの給付に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者、又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上50人未満にサービス提供を行った場合は、上記金額の90/100となります。
- ※ 当事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者50人以上にサービス提供を行った場合は、上記金額の85/100となります。
- ※ 正当な理由なく、事業所において前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する利用者に提供されたものの占める割合が90%以上である場合は、上記金額の88/100となります。
 - ・同一の建物とは、指定介護訪問介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅に限る。）をいいます。

(2) 利用料金のお支払方法

料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので翌月の20日までに以下のいずれかの方法でお支払下さい。

- ① 事業者指定口座への振り込み

高知銀行 長浜支店 普通 0656007

口座名 株式会社 KCCマネージメント 大上 由希子

② 窓口での現金支払い

*利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて正当な理由が無いにもかかわらず支払い期日から3か月以上遅延し、さらに支払いの督促から7日以内に支払いが無い場合にはサービス提供の契約を解除した上で未払い分をお支払いいただくことがあります。

(3) 利用の中止・変更・追加

- 利用予定日の前にご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者申し出てください。

サービスの変更・追加の申出に対して、事業所の稼働状況によりご利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可期間又は日時をご利用者に提示して協議します。

- 利用予定日に、天候の急変（台風による警報発令等）、積雪等により利用予定日の中止及び利用時間の変更等を行うこともありますのであらかじめご了承ください。
- 利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但しご利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
 - ① 利用予定日の前日又は、当日の午前8時30分までに申し出があった場合
無料
 - ② 利用予定日の前日又は、当日の午前8時30分までに申し出がなかった場合
当日の利用料の10%（自己負担相当額）

7. 事故発生時の対応

当事業所は、万全の体制で指定訪問介護サービス提供にあたりますが、万一事故が発生した場合には、速やかにご利用者及びそのご家族等へご連絡するとともに事故に遭われた方への救済、事故拡大の防止などの必要な措置を出来る限り講じ、記録を行います。また、ご利用者に賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって速やかに対応するものとします。

事業者は、次の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	三井住友海上火災保険株式会社
保険名	超ビジネス保険（事業活動包括保険）
保険概要	施設損害補償・業務遂行損害補償・生産物損害補償・仕事の結果損害補償・支援事業損害補償・受託物損害補償・被害者治療費補償・事故対応費用 等

8. 緊急時の対応方法について

指定訪問介護ならびに第一号訪問事業サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講じます。

また、緊急に受診が必要と事業者が判断したときは、速やかに医療機関に救急搬送を要請し、ご利用者が予め指定する連絡先へ連絡させていただきます。

9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 泉 信久
-------------	----------

- ・当事業所は、虐待防止のための指針を整備します。
- ・当事業所は、成年後見制度の利用を支援します。
- ・当事業所は、苦情解決体制を整備しています。
- ・当事業所は、身体拘束廃止に向けた取り組みの指針を整備します。
- ・当事業所は、従業者に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の委員会及び啓発するための研修を定期的に行います。
- ・当事業所は、従業者が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント（ご利用者・ご家族含む）体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- ・サービス提供中に、当事業所の従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待や身体拘束を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報します。

10. 記録の整備

- （1）サービスの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- （2）ご利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

11. 心身の状況の把握

指定訪問介護ならびに第一号訪問事業の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

1 2. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) サービス提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護ならびに第一号訪問計画」の写しを、ご利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービス提供の内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 3. 合鍵の管理方法について

- ① 厳重に管理するため、事業所の金庫に保管し、従業員が持ち出す必要が生じた場合は管理者の許可を得て持ち出しを行う。
- ② 持ち出した日時、従業員氏名等の記録を行う。
- ③ 万が一、利用者から預かった合鍵を紛失した場合には、利用者宅の鍵の交換等の措置を速やかに行う。
- ④ 利用者から合鍵を預かる場合には、具体的な管理方法、紛失した場合の対処方法その他必要な事項を記載した文書を交付する。

1 4. 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。
- ④ 感染がまん延している場合、サービス担当者会議は利用者・家族の同意を得てテレビ電話装置等を活用し実施します。その際は、厚労省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守します。

1 5. 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護ならびに第一号訪問事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を

講じます。

- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 苦情の受付について

苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口にて受付けております。

- 苦情受付窓口（担当者）

職名 管理者 氏名 泉 信久

- 受付時間

月曜日～金曜日 8：30～17：30

電話番号：088-854-9601

FAX：088-841-3270

- (1) 当事業所は、第三者委員の設置はありません。
- (2) 行政機関その他苦情受付機関

高知市市役所 介護保険課事業係	Tel 088-823-9972
高知県国民健康保険団体連合会 苦情相談係	Tel 088-820-8410 088-820-8411
高知県高齢者福祉課	Tel 088-823-9786

「別表1」 ヘルパーステーションゆずりは 料金表

1. 介護給付

令和6年4月1日 改定

1-1) 保険給付の自己負担額

○身体介護

利用時間	1回あたりの 利用単位	自己負担額		
		1割の場合	2割の場合	3割の場合
20分未満	163 単位	163 円	326 円	489 円
20分以上30分未満	244 単位	244 円	488 円	732 円
30分以上60分未満	387 単位	387 円	774 円	1,161 円
60分以上	567 単位	567 円	1,134 円	1,701 円
60分以上30分を 増す毎に	567単位に30分を増す毎に82単位を加算			

○生活援助

利用時間	1回あたりの 利用単位	自己負担額		
		1割の場合	2割の場合	3割の場合
20分以上45分未満	179 単位	179 円	358 円	537 円
45分以上	220 単位	220 円	440 円	660 円

○通院等乗降介助

片道の料金です (別途交通費)	1回あたりの 利用単位	自己負担額		
		1割の場合	2割の場合	3割の場合
	97 単位	97 円	194 円	291 円

○身体介護に引き続き生活援助を行った場合

利用時間	1回あたりの 利用単位	自己負担額		
		1割の場合	2割の場合	3割の場合
20分未満	— 単位	— 円	— 円	— 円
20分以上	65 単位	65 円	130 円	195 円
45分以上	130 単位	130 円	260 円	390 円
70分以上	195 単位	195 円	390 円	585 円

1-2) 加算・減算項目

	単位数	自己負担額		
		1割の場合	2割の場合	3割の場合
初回加算 (初回訪問した月に算定)	200単位	200円	400円	600円
早朝加算 (午前6時～午前8時の時間帯に サービスを行った場合)	所定単位数の25%を加算			
夜間加算 (午後6時～午後10時の時間帯に サービスを行った場合)	所定単位数の25%を加算			
深夜加算 (午後10時～午前6時の時間帯に サービスを行った場合)	所定単位数の50%を加算			
同一建物減算 * 事業所と同一の建物に ご入居されている方	1月利用総単位数の90%を算定します。(1月あたり50人未満の場合)			
	1月利用総単位数の85%を算定します。(1月あたり50人以上の場合)			
	1月利用総単位数の88%を算定します。 (正当な理由なく前6月間に提供したサービスの提供総数のうち、 提供されたものの占める割合が90%以上の場合)			

同一建物減算 * 事業所と同一の建物以外にご入居されている方	1月利用総単位数の90%を算定します。(1月あたり20人以上の場合)
-----------------------------------	------------------------------------

介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数に18.2%を乗じた単位数
---------------	--------------------

- ※1 所定単位数…1ヶ月間に利用した基本サービスと加算サービスの単位数の合計です。
 ※2 介護職員処遇改善加算…介護職員の処遇を改善する為に賃金改善や資質向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

2. その他の費用

保険給付対象外のサービス		実費
交通費	ご利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。(通常の事業の実施地域を超えた地点から1kmあたり)	30円
キャンセル料	ご利用日の前営業日の午後5時までにご連絡の場合	無料
	ご利用日の前営業日の午後6時までにご連絡のない場合	1,000円
* 但し、ご利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	ご利用者(お客様)の別途負担となります。	